

沖縄産水産物流通促進事業助成要領

令和 8 年 3 月 13 日

7 水管第 3125 号水産庁長官承認

公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。）及び「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき沖縄漁業基金事業の沖縄産水産物流通促進事業を実施するため、以下のとおり沖縄産水産物流通促進事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

（事業の目的）

第 1 条 水産物は、「水揚げ量の変動が大きい」「多種類で大小の魚が水揚げされる」「鮮度劣化が激しい」などの特徴があるが、これらを十分に反映した流通が行われておらず、水揚げされた水産物が定量・定質等の実需者ニーズに合わず流通に乗らない、流通しても「食べやすさ」「鮮度」などが消費者ニーズに合わず十分な量が消費されない、もしくは価値に見合った価格がつかないなど、「水産物の流通の目詰まり」（以下「目詰まり」という。）を起こしている。こうした目詰まりを解消し沖縄産水産物の流通を促進するための取組に対して支援を行うものとする。

（事業の内容）

第 2 条 財団は、目詰まり解消の実証を行う取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、第 3 条及び第 4 条に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる目詰まり解消プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に対して、第 5 条に基づき、助成金を交付するものとする。また、プロジェクトの実証内容や結果については、実績報告等を基に、財団のホームページにおいて公表するものとする。

（プロジェクト実施者）

第 3 条 プロジェクト実施者は、沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認めた者とする。

(プロジェクトの要件)

第4条 支援対象となるプロジェクトの要件は、以下の(1)及び(2)を満たし、かつ(3)又は(4)のうち1つ以上を満たすこととする。

- (1) 目詰まり解消の実証を行う取組であること
- (2) 実証効果が十分な取組であること
- (3) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること
- (4) 消費者ニーズ把握、産地情報の共有、販路開拓支援、沖縄産水産物を普及するための研修・セミナー等を実施する取組であること

(助成対象経費及び助成率)

第5条 以下の(1)から(11)のうち、プロジェクトに必要と認められる実証の範囲の経費を助成対象経費とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。

- (1) 水産物の加工のために必要な機器、資材に要する経費
(水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等)
- (2) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材に要する経費
(水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等)
- (3) 水産物の買取に要する借入金の金利
(水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利)
- (4) 水産物の販売受託に要する借入金の金利
(水産物の仮払代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利)
- (5) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費
(水産物の冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料等)
- (6) 加工経費
(一次加工等に要する経費)
- (7) 運送経費
- (8) ニーズ調査、販路開拓、研修、セミナー、商談会等の実施に必要な経費
- (9) 産地市場に設置する放射能測定機器に要する経費
- (10) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費
- (11) その他、プロジェクトの実行のために水産庁長官が必要と認めた経費

(目詰まり解消プロジェクト計画の作成)

第6条 プロジェクト実施者は、別記様式第1号により毎年度目詰まり解消プロジェクト計画承認申請書(以下「計画書」という。)を作成し、財団に提出するものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

(目詰まり解消プロジェクト計画の審査・承認)

第7条 財団は学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知第3の2-7-(1)の(4)のイの(ア)のCの(b)のiiの別記様式第12号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第8条 計画書の承認を受けたプロジェクト実施者は、財団が別に通知する提出期限までに、財団に対し別記様式第3号により助成金の交付申請を行い、財団は適当と認める場合に、プロジェクト実施者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第4号とする。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、財団が助成金の交付を決定する場合に付する条件とする。

- (1) プロジェクト実施者は、プロジェクトの内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、財団の承認を受けなければならないこと。ただし、第11条に定める軽微な変更を除く。
- (2) プロジェクト実施者は、プロジェクトを中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、財団の承認を受けなければならないこと。
- (3) プロジェクト実施者は、プロジェクトが予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに財団に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) プロジェクト実施者は、プロジェクトに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならないこと。

(申請の取り下げ)

第10条 プロジェクト実施者は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取

り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第 11 条 第 9 (1) の規定により財団が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定の取消等)

第 12 条 財団は、第 9 条 (2) のプロジェクトの中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) プロジェクト実施者が、法令、本助成要領又は法令若しくは本助成要領に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合

(2) プロジェクト実施者が、助成金をプロジェクト以外の用途に使用した場合

(3) プロジェクト実施者が、助成事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 財団は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 財団は、第 1 項 (1) から (3) までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

(助成金の概算払)

第 13 条 プロジェクト実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

(状況報告)

第 14 条 プロジェクト実施者は、別記様式第 6 号により、事業開始後の 6 月末、9 月末及び 12 月末におけるプロジェクトの遂行状況を作成の上、それぞれ翌月 15 日までに財

団に提出するものとする。

- 2 プロジェクト実施者は、プロジェクトが予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合は、速やかに別記様式第7号の遅延届出書を財団に提出し、その理由及びその時までの遂行状況を報告するものとする。
- 3 前項の規定に基づく報告を受けた財団は、プロジェクト実施者に対し、プロジェクトの実施について必要な指示を行うものとする。

(事業実績の報告及び助成金の精算払)

第15条 プロジェクト実施者は、プロジェクト終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号により実績報告書を作成し、財団に提出するとともに、別記様式第9号により精算払請求書を作成し、財団に助成金の交付を申請するものとする。

2 プロジェクト実施者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226条)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 前項ただし書により交付の申請をしたプロジェクト実施者は、実績報告書を提出するに当たって、前項ただし書に該当した当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

4 第2項ただし書により交付の申請をしたプロジェクト実施者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第1項の規定により報告した額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第10号により速やかに財団に報告するとともに、財団の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第16条第1項の確定にあった翌年6月20日までに、同様式により財団に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第16条 財団は実績報告書の内容を審査し、適切と認めたときは、助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。

2 財団は、プロジェクト実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の

返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、財団は、期限内に納付されない場合には、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事業の成果報告等)

第 17 条 プロジェクト実施者は、承認された計画書について、事業終了年度の翌年度の達成状況等を、別記様式第 11 号により、事業終了年度の翌々年度の 5 月末までに財団に報告するものとする。また、財団は、必要な場合は現地調査を実施し、その結果を水産庁に報告するものとする。

(特許権等の取得報告等)

第 18 条 プロジェクト実施者は、プロジェクトの実施の結果、得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、別記様式第 12 号の特許権等出願届出書を財団に提出しなければならない。

2 プロジェクト実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第 13 号の特許権等取得届出書を財団に提出しなければならない。

3 プロジェクト実施者は、第 1 項の規程により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続きについては、次のとおりとする。

(1) プロジェクトを実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第 14 号により事前に財団と協議する。

(2) プロジェクトを実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第 15 号により財団に報告する。

(導入機器の処分の制限)

第 19 条 プロジェクト実施者は、導入した機器（導入価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものに限る。以下同じ。）について、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）中に処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第 16 号により、財団の承認を受けなければならない。

2 前項に定める導入した機器の処分制限期間は規則第 5 条の別表に掲げるものとする。

(関係書類の整備)

第 20 条 プロジェクト実施者は、第 9 条（4）の規定にかかわらず、導入した機器で処分

制限期間を経過しないものは、別記様式第 17 号による財産管理台帳及びその他関係書類を処分制限期間が終了するまで整備保管しなければならない。

(管理運営規程の内容)

第 21 条 プロジェクト実施者は、導入した機器の管理運営が当該プロジェクトの趣旨に即して適正に行われるように別記様式第 18 号により管理運営規程を定め、財団に報告するとともに、これに基づき管理運営を行うものとする。

(その他)

第 22 条 この助成要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁及び財団が協議の上、定めるものとする。

別表

経費	助成率	重要な変更
(1) 水産物の加工のために必要な機器、資材に要する経費 (2) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材に要する経費 (3) 水産物の買取りに要する借入金の金利 (4) 水産物の販売受託に要する借入金の金利 (5) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費 (6) 加工経費 (7) 運送経費 (8) ニーズ調査、販路開拓、セミナー、商談会等の実施に必要な経費 (9) 産地市場に設置する放射能測定機器に要する経費 (10) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費 (11) その他、プロジェクトの実行のために水産庁長官が必要と認めた経費	1 / 2 以内	経費の欄に掲げる (1) から (11) の項目の追加又は廃止